

株券の電子化に伴う特別口座開設の公告

平成 20 年 11 月 5 日

株主及び登録株式質権者各位

大阪市城東区諏訪三丁目 3-21
株式会社ハナテン
代表取締役 米倉晃起

本公告は株券の電子化に伴い、株券を株式会社証券保管振替機構（ほふり）に預けていない株主の権利を確保するために、当社が開設する「特別口座」に関する重要なお知らせであります。

当社は「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）（以下、「株式等決済合理化法」といいます。）の施行にあたり、同法附則第 8 条第 1 項に基づき、下記のとおり公告いたします。

記

1. 特別口座を開設する口座管理機関

株式等決済合理化法施行に際して、同法附則第 8 条第 1 項の定める通知対象株主等（株券等保管振替制度をご利用されていない株主様及び登録株式質権者様）のために当社が口座（特別口座）の開設の申し出をし、特別口座を開設する口座管理機関は以下のとおりです。

名称：中央三井信託銀行株式会社
住所：東京都港区芝三丁目 33 番 1 号

2. 特別口座に関する株式会社証券保管振替機構への通知

当社は株式等決済合理化法の施行日における通知対象株主等について、同法の施行日以後、遅滞なく、株式会社証券保管振替機構に対し、同法附則第 8 条第 5 項の定める事項（開設した特別口座、及び当該口座へ当社普通株式の記載または記録を行なうための所定の事項）を通知します。

なお、株式等決済合理化法施行に際して、通知対象株主様以外の、株券保管振替制度をご利用されている株主様及び質権者様につきましては、同法附則第 7 条の定めにより、施行日において、お取引証券会社等の口座に当社普通株式が記載または記録されます。

以上